

論 説

## 可分債権の共同相続と遺産分割前の相続人の権利

京都学園大学 経済経営学部  
渡邊 博己

### 目 次

はじめに

1. 預金債権の共同相続（当然分割構成）
2. その他の財産権の共同相続に関する判例（準共有構成）
3. 当然分割構成の問題点と（準）共有構成
4. 遺産分割前の共同相続人の権利行使
5. むすびに代えて

### はじめに

相続は、死亡によって開始し（民法 882 条）、相続人は、相続開始の時から、被相続人の一身に専属したものを除いてその財産に属した権利義務一切を承継する（同 896 条）。相続人が数人あるときは、相続財産はその「共有」に属し（同 898 条）、民法 249 条以下に規定する「共有」とその法的性質を異にするものではないというのが判例である（最三小判昭和 30.5.31 民集 9 卷 6 号 793 頁）。

所有権以外の財産権を共同相続人で有する場合は準共有関係が成立し、共有の規定が準用されるが（民法 264 条本文）、債権に関しては同条ただし書の「法令に特別の定めがあるとき」として多数当事者の債権・債務関係の規定（民法 427 条以下）が適用される<sup>1</sup>。その結果、「金銭その他の可分債権」が相続財産であるときは、民法 427 条により法律上当然に分割され、各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継すると解するのが、従来からの確立した判例の立場である（最一小判昭和 29・4・8 民集 8 卷 4 号 819 頁）。

これに対し、近時の最高裁は、現金、郵便貯金、株式、投資信託受益権などの共同相続についてこれを準共有とし、いずれも可分な財産権という意味では、「金銭その他の可分債権」と

<sup>1</sup> 我妻榮・有泉亨『新訂物権法』336 頁（1983 年、岩波書店）、河上正二『物権法講義』314 頁（2012 年、日本評論社）ほか。

同一であるのに、異なる取扱いを認めたのである。こういった状況について、判例の理論的不整合を問題にしてあるべき方向性を模索するか、あるいは従来の判例理論は変更されたと解しこれを受け入れるかは重要な問題である。

以下では、可分債権について各共同相続人への当然分割構成をとり、遺産分割の対象としないうという従来の判例および学説の見解を、主として銀行預金の共同相続の場合について概観し、その上で、現金、郵便貯金、株式、投資信託受益権など可分給付を目的とする財産権の共同相続に関する近時の判例の論理を検討する。そして、これらを踏まえ、銀行預金その他可分給付を目的とする財産権の共同相続について、遺産分割前の共同相続人の権利の行使がいかなる範囲で認められるのか等に関し検討を試みることにする。

## 1. 預金債権の共同相続（当然分割構成）

### (1) 判例と金融機関の実務

預金債権の共同相続においては、前掲最一小判昭和 29.4.8 のもと、当然分割構成をとり各共同相続人は相続分（法定相続分・指定相続分）に応じて分割承継し、承継した預金の払戻請求権を有すると解するのが近時の下級審裁判例である<sup>2</sup>。

前掲最一小判昭和 29.4.8 は、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟において、裁判所が法定相続分に応じて分割して支払いを命じたことが問題になったもので、「相続人数人ある場合において、その相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継する」と判示して、広く可分債権の共同相続について当然分割構成をとることを明らかにするもので、判例としては、生命保険請求権の共同相続に関する大審院判決（大判大正 9.12.22 民録 26 輯 2062 頁）を踏襲したものである<sup>3</sup>。

近時の最高裁判例においても、預貯金債権の共同相続についてこの立場を前提とする判断が繰り返されている。その一つに、亡父 A の相続人 Y は、同じく相続人 X が亡父 A の遺産である預金等を保管しているとして、その法定相続分相当額の支払請求権を自働債権とする相殺を主張したのに対し、「預金債権その他の金銭債権は、相続開始とともに法律上当然に分割され、各相続人がその相続分に応じて権利を承継する」ので、「預金については、銀行に対し、自己の相続分に相当する金額の払戻しを請求すれば足り、……X に対してその支払を求めることはできず」、相殺の主張は失当であるとしたもの（最一小判平成 10.6.30 民集 52 卷 4 号 1225 頁）がある。また、ほかにも相続人の 1 人 Y が被相続人 A 名義郵便貯金の全額の払戻しを受けたものであるが、別の相続人 X が相続分に応じて A の相続財産を相続していると主張して、Y に対し払戻しを受けた貯金のうち相続分に相当する金額の不当利得の返還を求めた事案で、「共同相続人の 1 人が、相続財産中の可分債権につき、法律上の権限なく自己の債権となった分以外の債権を行使した場合には、当該権利行使は、当該債権を取得した他の共同相続人の財産に

<sup>2</sup> 山田誠一「預金者の死亡による相続と金融機関がする預金払戻し」金融法務研究会報告書（19）23 頁以下（2012 年）、安西二郎「相続預金払戻請求訴訟の論点」判タ 1355 号 53 頁以下（2011 年）および同論文引用の裁判例参照。

<sup>3</sup> 山田誠一「判批」法学協会雑誌 104 卷 6 号 970 頁（1987 年）。

対する侵害となるから、その侵害を受けた共同相続人は、その侵害をした共同相続人に対して不法行為に基づく損害賠償又は不当利得の返還を求めることができる」(最三小判平成 16.4.20 金判 1205 号 55 頁)とするもの、相続人の 1 人 Y が被相続人 A 名義預金の全額の払戻しを受けたものであるが、別の相続人 X が銀行に対して本件預金の相続分相当額を相続により取得したと主張して銀行に対して訴え(甲事件)を提起、その後、銀行は Y に対して相続人であるかのように装って払戻しを受けたとして不当利得の返還請求の訴え(乙事件)を提起した事案で、「銀行が相続財産である預金債権の全額を共同相続人の一部に払い戻した場合について他の共同相続人にその法定相続分相当額の預金の支払いをした後でなくても当該銀行には民法 703 条所定の「損失」が発生する」(最二小判平成 17.7.11 金判 1233 号 43 頁)としたもの等がある。

以上に対し、金融機関実務は、共同相続人全員の合意による請求でないと、原則として相続預金払戻しに応じることはない<sup>4</sup>。これは、相続預金払戻請求に際して共同相続人間のトラブルに金融機関が巻き込まれるのを避けるためという実際的要請に基づくものである<sup>5</sup>。そうすると、共同相続人の 1 人から自己の法定相続分相当の払戻請求に対して、これを拒絶するという取扱いとなる。こういった金融機関に対応に対してその不法行為責任が問題になった事件では、責任を肯定する裁判例がある(大阪高判平成 26.3.20 金判 1472 号 22 頁)。しかし、金融機関の対応が「著しく不当で取引通念上容認しがたい判断であると断じることはできない」として不法行為責任を否定するものがあり(東京高判平成 26.4.24 判時 2229 号 19 頁)、いずれを正当とするかは困難な問題であるが、預金の相続をめぐる諸般の事情を勘案すれば、後者が妥当であろう<sup>6</sup>。

また、預金債権の各共同相続人への当然分割承継を認めるとしても、共同相続人全員の明示または黙示の合意があれば遺産分割の対象にできるとする考え方が近年多くの裁判例<sup>7</sup>で採用され、家裁実務でも共同相続人全員の合意のもと遺産分割の対象とする取扱いがされている。これを前提にすると、共同相続財産である預金債権は、遺産分割の対象とする旨の合意またはその可能性がないなどの事情が認められる場合に限って、金融機関は相続分による単独払戻請

<sup>4</sup> 堂園昇平「相続預金払戻拒否による金融機関の不法行為責任リスクと実務対応」金法 2026 号 6 頁(2015 年)、佐伯一郎・橋本吉弘「相続手続きに必要な書類の取得方法・作成方法・取扱いのポイント」銀法 785 号 16 頁(2015 年)、吉岡伸一「預貯金・貸金庫の管理をめぐる諸問題—金融機関の対応を中心に—」松原正明・右近健男編『新家族法実務大系第 3 巻相続 [I] 相続・遺産分割』161 頁(2008 年、新日本法規)、吉岡伸一・渡邊博己・高橋悦夫編『取引先の相続と金融法務』138 頁以下(2010 年、金融財政事情研究会)、畑中龍太郎ほか監『銀行窓口の法務対策 4500 講 CD-ROM 版』(2013 年、金融財政事情研究会)所収の「10761 預金者の死亡と払戻し」ほか。

<sup>5</sup> 学説のうち、本文に述べたような観点から金融機関実務に理解を示すものとして、金子敬明「相続財産論」吉田克己・片山直也編『財の多様化と民法学』730 頁以下(2014 年、商事法務)がある。しかし、本文の金融取引実務が、金融機関と相続人との間で不毛な争いを招いているという指摘がある(古川環子「預金債権の共同相続についての一考察」銀法 783 号 32 頁(2015 年)参照)。なお、神田秀樹ほか『金融法講義』75 頁[砂山晃一](2013 年、岩波書店)によれば、みずほ銀行では、一部の相続人からの払戻請求であっても、その相続人の法定相続分に応じた部分であれば、払戻しに応じているという。珍しい事例であろう。

<sup>6</sup> 本判決のコメントとして、鈴木尊明「判例解説」速報判例解説 15 号 87 頁(2014 年)、松久和彦「預金の払戻請求拒否と不法行為」月報司法書士 517 号 37 頁(2015 年)参照。

<sup>7</sup> 高松高判平成 18・6・16 判タ 1277 号 401 頁、東京高決平成 14.2.15 家月 54 巻 8 号 36 頁、福岡高決平成 8・8・20 判タ 939 号 226 頁。

求に応じることとすればよいことになり、この趣旨を踏まえた裁判例も見られるところである<sup>8</sup>。

## (2) 学説の展開

以上に対して、学説は、判例を支持し可分債権の共同相続について当然分割構成を肯定する説とこれを否定する説に大きく分かれる。

肯定説は、民法 898 条の遺産共有について、民法 264 条の適用を認めるとしても、これは共同相続人相互間の関係を定めたものにすぎず、対債務者との関係では「多数当事者の債権及び債務」(民法 427 条以下)の規定が適用され、共同相続財産に含まれることによって債権者が多数になった債権は、その債権が可分であれば民法 427 条が適用され、不可分であれば民法 428 条が適用されると言う<sup>9</sup>。

ただし、遺産分割前に一部の共同相続人が自己の相続分に応じて権利行使することの可否について、当然分割構成を肯定する事情とこれを否定する事情を総合考慮して決すべきとする有力見解が主張されている<sup>10</sup>。これによれば、肯定すべき事情は、①民法 427 条の法意、②各相続人が遺産分割前に自己の相続分に応じた権利を行使することの可否であり、否定すべき事情として、③具体的相続分が法定相続分より多い相続人の保護の要請、④債務者の保護の要請、⑤遺産分割の対象とする方がよいという理解に沿うこと、である。考慮すべき事情次第で、共同相続財産である可分債権の当然分割構成を認める立場である。

以上に対し否定説は、遺産共有の法的性質を合有と解し、その持分権に基づく処分は許されないと解する合有説、また、共有と解しつつ、民法 427 条の適用を認めずに、合有説と同様の結論をとる不可分債権説、準共有説など多彩である<sup>11</sup>。

このうち合有説は、可分債権はまず相続財産に帰属し、持分に該当する相続分は通常の準共有のように独立性を持たず、遺産分割の遡及効(民法 909 条)によって準共有関係ははじめからなかったことになると説明する<sup>12</sup>。民法 898 条の共有は、遺産分割という目的のための一時的な共同所有であり、各相続人の個々の相続財産に対する持分権は潜在的・観念的なものに過ぎないと考えるものである。これに対して、合有説によれば遺産分割前の処分を認める民法 909

<sup>8</sup> 東京地判平成 9.5.28 金法 1506 号 70 頁、東京地判平成 9.10.20 金法 1513 号 58 頁、東京地判平成 15.1.17 金判 1170 号 49 頁ほか。

<sup>9</sup> 山田・前掲 (\*3) 979 頁以下。普通預金について、当然分割構成を認めるものに、伊藤榮寿「共同相続における預金債権の取扱い」名古屋大学法政論集 171 頁 (2013 年)がある。近時の教科書・体系書では、中田裕康『債権総論第三版』434 頁 (2013 年、岩波書店)、内田貴『民法Ⅳ親族・相続 [補訂版]』403 頁 (2004 年、東大出版社)、川井健『民法概論 5 (親族・相続)』153 頁 (2007 年、有斐閣)、潮見佳男『相続法 [第 5 版]』100 頁 (2014 年、弘文堂)等がこの立場に立つ。

<sup>10</sup> 中田裕康「投資信託の共同相続—補論と共に」金融法務研究会『金融法務研究会報告書 (25)・近時の預金等に係る取引をめぐる諸問題』32 頁 (2015 年、全銀協)。

<sup>11</sup> 学説については、谷口知平・久貴忠彦編『新版注釈民法 (27) 相続 (2) [補訂版]』5 頁 [右近健男]、同 300 頁 [潮見佳男] (2013 年、有斐閣) 参照。

<sup>12</sup> 中川善之助・泉久雄『相続法 [第 4 版]』230 頁 (2000 年、有斐閣)、我妻榮『新訂債権総論』382 頁 (1964 年、岩波書店) ほか。合有説に関する最近の論考として、小粥太郎「遺産共有法の解釈」論究ジュリスト 10 号 112 頁 (2014 年)がある。小粥教授は、「相続財産を一体として観念した上でこれを相続債権者の引当てとして確保したいとする点——には、理論として合有説を採用しないとしても、なお汲むべきところがある」と論じる (118 頁)。

条但書の規定と適合しなくなってしまうほか<sup>13</sup>、履行請求には常に全員の共同を要すると解されることになり相続人に過大な負担となるなどの批判<sup>14</sup>がある。

不可分債権説は、遺産の分割は相続人全員の合意によるのが原則とされていることを理由に、遺産分割前においては、「共同相続人は、全員または単独で、全員のために履行請求できるのみである」<sup>15</sup>と説く。しかし、不可分債権とすれば、各債権者はすべての債権者のために履行の請求が認められ、また、債務者はすべての債権者のために各債権者に対して履行をすることができるので（民法428条）、すべての共同相続人のためとすれば、各共同相続人単独の相続預金の払戻し権限が認められる。そうすると当該相続人の無資力リスクを他の共同相続人が負うことになり、遺産分割を通じた金銭債権の最終帰属の確定を阻害することにならないかといった問題がある<sup>16</sup>。

準共有説は、可分債権は共同相続人の準共有になると解するものではあるが、その中でも、複数の立場が主張されている。まず、「債権の準共有が債権の共同相続である以上、多かれ少なかれ多数当事者の債権関係の規定の類推適用をうけ・・・、共有債権の請求・弁済関係について生じた事由の他の債権者に及ぼす影響などについては原則として民法427条以下の規定が適用され・・・、債権の準共有は、その内容構成に関して、共有規定および多数当事者の債権関係の規定の2面からの規制を受ける」と解するものがある<sup>17</sup>。これに対し、債権の行使面で民法427条を類推適用するのであれば、準共有説をとったことが徹底されないなどと批判して、「準共有にかかる債権そのものの処分（例えば譲渡）については全員の同意を要し（251条準用）、全員の同意があれば、その一部の処分も許され、・・・右債権からの収益分配、右債権の保存・利用方法の決定（管理についての決定）については多数決による」と解するもの<sup>18</sup>、そして、これを「遺産分割前の金銭債権は、共同相続人に準共有され、共同相続人全員の同意を得ないと行使することができないと解する立場」として説得的と評価するものがある<sup>19</sup>。また、預金の解約権および預金債権の行使は共有物の変更として共同相続人全員の同意を要し、払戻金は共同相続人の共有になるとする見解<sup>20</sup>等もあり、準共有説については、債権の帰属に関して民法427条の適用はない点では一致するが、準共有にかかる可分債権の行使方法に関しては必ずしも意見の一致があるわけではない。

<sup>13</sup> 米倉明「銀行預金債権を中心としてみた可分債権の共同相続－当然分割帰属なのか」法学雑誌タートンスマン6号22頁（2002年）、道垣内弘人「遺産分割の対象」内田貴・大村敦志編『民法の争点』356頁（2007年、有斐閣）ほか。

<sup>14</sup> 内田・前掲（\*9）403頁

<sup>15</sup> 近江幸治『民法講義Ⅶ親族法・相続法〔第2版〕』259～260頁（2015年、成文堂）。なお、民法改正案430条は、不可分債務を「債務の目的がその性質上不可分である場合」に限って認めることとしており、これによれば金銭債権が不可分債権になることはほとんどないとされている（潮見佳男『民法（債権関係）改正法案の概要』98頁（2015年、金融財政事情研究会））。

<sup>16</sup> 米倉・前掲（\*13）38、窪田充見「金銭債権と金銭債務の共同相続」論究ジュリスト10号125頁（2014年）。

<sup>17</sup> 品川孝次「遺産『共有』の法律関係」判タ121号8～9頁（1961年）。

<sup>18</sup> 米倉・前掲（\*13）46頁。

<sup>19</sup> 窪田・前掲（\*16）125頁。

<sup>20</sup> 川地宏行「共同相続における預金債権の帰属と払戻」名古屋大学法政論集254号936頁（2014年）。

## 2. その他の財産権の共同相続に関する判例（準共有構成）

以上が、銀行預金の共同相続について、当然分割構成をとる判例とこれに関する学説の概観である。これに対して、現金、定額郵便貯金債権、株式、投資信託受益権等の共同相続について判例は、以下のとおり準共有構成をとる。

### (1) 現金

X・Yらが被相続人Aの現金6,000万円を共同相続したが、Yが「A遺産管理人Y」名義で銀行の通知預金として保管していたところ、遺産分割前に、XがYに対し自己の相続分に相当する金銭の支払を求めた事案である。最二小判平成4.4.10金法1330号10頁は、「相続人は、遺産の分割までの間は、相続開始時に存した金銭を相続財産として保管している他の相続人に対して、自己の相続分に相当する金銭の支払を求めることはできない」として、現金は相続開始時に共同相続人に当然分割されないこととし、これはその後に現金が預金になっても変わらないとする。

現金の法的性質について、最高裁判例は、その価値が金銭の所在に随伴するものであることから、「金銭の所有者は、特段の事情のないかぎり、その占有者と一致すると解すべきであり、また金銭を現実に支配して占有する者は、それをいかなる理由によって取得したか、またその占有を正当づける権利を有するか否かに拘わりなく、価値の帰属者即ち金銭の所有者とみるべき」（最二小判昭和39.1.24判タ160号66頁）とする。これを前提にすれば、現金の占有者にその価値が帰属していることになるので、その可分性と相俟って、金銭債権と同様の取扱いも考えられ、相続開始時の各共同相続人への当然分割構成もとりうるところである。しかし、本判決は、「相続開始時に存した金銭を相続財産として保管している」ことを「特段の事情」と解し、相続財産である現金は動産と同様、可分債権のように当然に分割されることはないとしたものようである<sup>21</sup>。

このように、現金の共同相続においては、「価値」としての性質よりも、むしろ「物」としての性質が強調されており<sup>22</sup>、むしろその可分性は「遺産分割協議において、不動産・動産等の分割の結果生じた不均衡を調整する最も便利な財産」<sup>23</sup>として機能することになると考えられることになる。

そうすると、現金は、共同相続財産としては、不動産・動産等の有体物と同様の取扱いを受けるものとされ、遺産分割によってその帰属が確定するまで各共同相続人の準共有に属することになる<sup>24</sup>。なぜ、共同相続において、現金が「物」扱いされるのか。この問題については、差し当たり、遺産分割による各相続人への帰属決定が妥当とする判断がされたものと思われる。

<sup>21</sup> 潮見佳男『相続法〔第5版〕』109頁（2014年、弘文堂）、道垣内弘人「遺産たる金銭と遺産分割前の相続人の権利」水野紀子・大村敦志編『民法判例百選Ⅲ親族・相続』128頁（2015年、有斐閣）。

<sup>22</sup> 谷口知平・久貴忠彦編『新版注釈民法（27）相続（2）』123頁〔宮井忠夫・佐藤義彦〕（2013年、有斐閣）。

<sup>23</sup> 道垣内・前掲（\*21）129頁。

<sup>24</sup> 前掲・最一小判昭和29.4.8などの従来の判例の立場と明らかに異なっている旨を指摘するものとして、右近健男『民法898条・899条（遺産共有）』広中俊雄・星野英一『民法典の百年Ⅳ』241頁（1988年、有斐閣）、川地・前掲（\*20）930頁などがある。

## (2) 定額郵便貯金債権

旧郵便局の定額郵便貯金については、旧郵便貯金法7条1項3号が「一定の据置期間を定め、分割払戻しをしない条件で一定の金額を一時に預け入れするもの」と規定し、また同規則33条が「二人以上の相続人があるときは、名義書換又は転記の請求をする相続人以外の相続人の同意書を提出しなければならない」と規定していたことから、据置期間中の定額郵便貯金債権の共同相続において、可分債権として各共同相続人に分割帰属されると解して相続分に応じた払戻請求は認められないのではないかが問題になる<sup>25</sup>。

これについて、最二小判平成22.10.8民集64巻7号1719頁は、定額郵便貯金債権が遺産に属することの確認を求めた事件で、当然分割構成を認めず、「定額郵便貯金債権が相続により分割されると解すると、それに応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかねず、定額郵便貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨に反する」と述べる。そして、「同債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記条件（筆者注－旧郵便貯金法の定める払戻方法のことを指す。）が付されている以上、共同相続人は共同して全額の払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行わせる余地はないのであるから、そのように解する意義は乏しい」こと、そうすると「同債権の最終的な帰属は、遺産分割の手続において決せられるべきことになるのであるから、遺産分割の前提問題として、民事訴訟の手続において、同債権が遺産に属するか否かを決する必要性も認められる」として、遺産分割によってその帰属が決定されるまで、同債権は共同相続人の準共有に属すると解したのである<sup>26</sup>。

金融機関に対する預金債権との違いは、定額郵便貯金債権が一定の据置期間が経過するまで分割払戻しをしないという条件が法令上付されていることによるものであり<sup>27</sup>、これを根拠にして当然分割構成がとられなかったものと思われる。

## (3) 株式

株式の共同相続について学説は、当然分割構成を主張する立場<sup>28</sup>に対して、共同相続人の準共有に属すると解するものがある<sup>29</sup>。判例は準共有と解して、議決権行使に関し会社法106条本

<sup>25</sup> 旧郵便貯金法は、平成19年10月1日、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い廃止されたが、同法の施行の際現に存する郵便貯金については、旧郵便貯金法の規定はなおその効力を有することとされ、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が契約を承継することとされている（同法附則5条1項）。

<sup>26</sup> 千葉判事の補足意見が明示的にこの旨を指摘する。なお、石丸将利「本判決解説」法曹時報65巻5号1134頁（2013年）参照。

<sup>27</sup> 現在のゆうちょ銀行の「貯金等共通規定」「定額貯金規定」によれば、定額貯金の分割払戻しを認めないことを原則とするのは旧郵便貯金法と同様であるが、一部の共同相続人からの請求に対し、「相続人の全員から同意を得ることができない事由その他の諸事情に鑑み、払戻し又は名義書換に応じることが相当であると当行が認めた場合」に限って、例外的に貯金の分割払戻しを認めることとしている。

<sup>28</sup> 出口正義「株式の共同相続と商法203条2項の適用に関する一考察」筑波法政12号67頁（1989年）、山下友信編『会社法コンメンタール3－株式（1）』39頁〔上村達男〕（2013年、商事法務）

<sup>29</sup> 江頭憲治郎『株式会社法（第5版）』122頁（2014年、有斐閣）、神田秀樹『会社法〔第16版〕』66頁（2014年、弘文堂）、上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編『新版注釈会社法（3）』49頁（米津昭子）（1986年、有斐閣）。

文(改正前商法203条2項)の適用を認め<sup>30</sup>、これを支持するのが通説である<sup>31</sup>。共同相続された株式の法定相続分による分割の可否が問題になった最近の最高裁判決においても、「株式は、株主たる資格において会社に対して有する法律上の地位を意味し、株主は、株主たる地位に基づいて、剰余金の配当を受ける権利(会社法105条1項1号)、残余財産の分配を受ける権利(同項2号)などのいわゆる自益権と、株主総会における議決権(同項3号)などのいわゆる共益権とを有するのであって、このような株式に含まれる権利の内容及び性質に照らせば、共同相続された株式は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである」と判示し(最三小判平成26.2.25民集68巻2号173頁)、株式については共同相続人間で準共有されると解している。

株式はもともと可分性を有する財産権であるが、議決権等の共益権と一体となっているため、議決権等の共益権の権利行使が適切に行われるようにしなければならない。そこで、共同相続にかかる株式についても、その議決権行使は、原則として共同相続人の多数決により決するのが妥当と考えられ、そのため、これは準共有に属するとして民法252条本文の規律によるべきものとされたのであろう<sup>32</sup>。

#### (4) 投資信託受益権

##### ① 投資信託と受益権

投資信託のうち、「委託者指図型投資信託」は、「信託財産を委託者の指図(政令で定める者に指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該政令で定める者の指図を含む。)に基づいて主として有価証券、不動産その他の資産で投資を容易にすることが必要であるものとして政令で定めるもの(以下「特定資産」という。)に対する投資として運用することを目的とする信託」であって、「その受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするもの」(投資信託及び投資法人に関する法律2条1項)である。受益権は均等に分割され、この分割された受益権は、受益証券をもって表示しなければならない(同法6条1項)、受益権の譲渡および行使は受益証券をもってしなければならない(同法6条2項)。つまり、投資信託受益権はもともと可分性のある財産権(受益債権)を本質的な構成部分とするものであるということができよう。ただし、受益権には、財産的権利のほか、「これを確保するためにこの法律の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利」、すなわち監督的権利も含まれているので(信託法2条7項)、各共同相続人への相続財産の帰属という局面では、この点を考慮する必要があることは、株式と同様である。

<sup>30</sup> 最一小判昭和45.1.22民集24巻1号1頁、最三小判平成2.12.4民集44巻9号1165頁、最三小判平成9.1.28金判1019号20頁、最三小判平成11.12.14金判1087号15頁。

<sup>31</sup> 伊藤靖史ほか『事例で考える会社法』114頁[田中亘](2011年、有斐閣)参照。田中教授は、理論として当然分割構成を評価するが、判例・学説が共有説を前提に形成されており、その解釈の変更は実務の混乱を来すおそれがあることなどを考慮して、準共有説を支持する立場に立つ。

<sup>32</sup> 金子・前掲(\*5)733頁以下、山下純司「共同相続における財産権帰属の判例法理」金法2009号46頁(2015年)参照。

## ②受益権の共同相続

投資信託受益権の相続について、前掲最三小判平成 26.2.25 は、共同相続された委託者指図型投資信託の受益権について、一部の共同相続人が他の共同相続人に対して相続分に応じて共有物分割を求めた事案において、「口数を単位とするものであって、その内容として、法令上、償還金請求権及び収益分配請求権（投資信託及び投資法人に関する法律 6 条 3 項）という金銭支払請求権のほか、信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写の請求権（同法 15 条 2 項）等の委託者に対する監督的機能を有する権利が規定されており、可分給付を目的とする権利でないものが含まれている」ことを理由に、各共同相続人に相続分に応じて当然に分割承継されることはないとする。

投資信託受益権は、そもそも可分性を有する財産権であるが、「委託者に対する監督的機能を有する権利」や「可分給付を目的とする権利でないもの」を含むものであること、また、「法的地位そのもの」であること等を根拠に当然分割構成をとらなかつたことについては、本判決の多くの評釈が支持するところであり<sup>33</sup>、現金・郵便貯金・株式等の共同相続と同様の視点に立つ判断といえよう。

## ③元本償還金・収益分配金の共同相続

共同相続された投資信託受益権につき、相続開始後に元本償還金・収益分配金が発生し預り金として販売会社の被相続人名義の口座に入金された預り金債権の共同相続について、最二小判平成 26.12.12 金判 1463 号 34 頁は、「当然に相続分に応じて分割されることはなく、共同相続人の 1 人は、上記販売会社に対し、自己の相続分に相当する金員の支払を請求することができない」とする。

投資信託受益権の解約については、投資信託約款等に基づき、①受益者は、販売会社に対し、受益権に係る信託契約の解約実行請求をする、②販売会社は、投資信託委託会社に対し、解約実行請求があった旨を通知する、③投資信託委託会社は、信託契約の一部を解約し、信託会社が、販売会社に対し、解約金を振り込む、④販売会社は、受益者に対し、解約金を営業所等において支払う、という手順<sup>34</sup>を踏むことになり、ここで販売会社と受益者との間に、金銭債権の債権者・債務者の関係が成立する。

投資信託受益権の解約金は、最一小判平成 18.12.14 民集 60 卷 10 号 3914 頁<sup>35</sup>が、「本件取引規定に基づき、Y 銀行（筆者注－販売会社）は、受益者に対する関係で、受益者から本件受益証券について解約実行請求を受けたときは、これを受け付けて A 社（筆者注－投資信託委託会社）に通知する義務及びこの通知に従って一部解約を実行した A 社から一部解約金の交付を受けたときに受益者に一部解約金を支払う義務を負うもの、換言すれば、Y 銀行は、受益者に対

<sup>33</sup> 佐久間毅「投資信託受益権の共同相続」金法 2023 号 60 頁（2015 年）、潮見佳男「判批」金法 2001 号 9 頁（2014 年）、中田・前掲（\*10）48 頁、平林美紀「判批」リマックス 50（2015 上）73 頁、堂園昇平「投資信託受益権の共同相続－平成 26 年 2 月 25 日最高裁第三小法廷判決」銀法 773 号 15 頁（2014 年）ほか。

<sup>34</sup> 神田ほか・前掲（\*5）332 頁・338 頁〔村岡佳紀〕。

<sup>35</sup> 投資信託の受益者の債権者が、受益者の販売金融機関に対して有する一部解約金支払請求権を差し押さえ、取立権の行使として当該金融機関に対し解約実行請求をして同請求に係る解約金の支払いを求め、これが認められた事件である。

し、A社から一部解約金の交付を受けることを条件として一部解約金の支払義務を負い、受益者は、Y銀行に対し、「上記条件の付いた一部解約金支払請求権を有する」とすることから、金融機関を債務者とする預金債権と同様、販売会社を債務者とする金銭債権にほかならないが、前掲最二小判平成26.12.12は当然分割構成をとるものではない。

また、本判決は、共同相続にかかる不動産から相続開始後に生じた賃料債権の帰属について、「賃料債権は、遺産とは別個の財産というべきであって、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当である」とした最一小判平成17.9.8民集59巻7号1931頁とも異なる立場に立つもので、投資信託受益権が元本償還ないし収益分配されて被相続人の金銭債権になっても、共同相続に関しては、投資信託受益権と同様に取り扱うこととする。

この理由として本判決は、「元本償還金又は収益分配金の交付を受ける権利は投資信託受益権の内容を構成するものである」と述べるが、これも投資信託受益権の元本償還金・収益分配金は、単なる金銭債権というよりは、②の最高裁の判断を前提に、法令の規定により可分給付を目的とする権利ではない監督的権利を含むものであることが強調されたように思われる<sup>36</sup>。

### 3. 当然分割構成の問題点と（準）共有構成

以上のように、現金・定額郵便貯金債権・株式・投資信託受益権・同元本償還金・同収益分売金の共同相続に関する最高裁判例は、同じ可分給付を目的とする債権ではあるが、預金債権とは異なる性質の権利であると評価し、預金債権の共同相続に関する最高裁判例とは異なる立場に立つものと思われ、両者の整合的理解が問題になる<sup>37</sup>。

これについては、現金の共同相続を準共有とした2-（1）の最高裁判例を契機に、預金債権も同様の取扱いをする可能性が指摘されていた<sup>38</sup>。しかし、預金債権の共同相続をめぐる裁判例は、その後20年余りを経ても変わることなく、当然分割構成を基本としているのは既に見たとおりである。

以上のような状況の中、預金債権につき当然分割構成をとる判例法理に対しては、準共有説の論者を中心に多くの批判がある。このうち最も基本的なものは、遺産の分割は、遺産に属する物または権利の種類および性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態および生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをしなければならないところ（民法906条）、これを阻害すると

<sup>36</sup> 潮見・前掲（\*33）9頁、山下・前掲（\*32）54頁、佐久間・前掲（\*33）61頁。

<sup>37</sup> この問題について、「従来の裁判例において、相続開始による当然分割が認められたものは、すべて金銭債権である。（金銭）債権以外の権利につき、（金銭）債権と実質的に同旨し得る、容易に分割可能である、といった理由から当然分割が認められたものはない」（佐久間・前掲（\*33）59頁）、「整合的に理解しようとするならば、可分給付を目的とする権利と一体化している不可分のな権限の金銭債権のなかで占める実質的意義が大きく本質的なものである場合には、全体として準共有の性質を帯びるが、単に付随しているに過ぎず、かつ本質的な権限とはいえない場合には、金銭債権の分割債権性が維持されるということになるか」（西希代子「金銭債権・債務の共同相続」月報司法書士521号24頁（2015年））などの指摘がある。

<sup>38</sup> 西尾信一「遺産分割前に遺産である金銭につき相続分相当の支払請求の可否」判タ797号33頁（1992年）、二宮周平『家族法〔第4版〕』362頁（2013年、新世社）。

いうものである<sup>39</sup>。これによれば、民法 264 条但書にいう「特別の定め」は民法 427 条ではなく、民法 906 条等の相続法の規律が該当することとなる<sup>40</sup>。また、とくに預金債権を対象にする場合、債務者である金融機関は各相続人の相続分を知り得ないことも問題になり、民法 478 条の適用により金融機関の免責が可能としても、判例に従い法定相続分相当の相続預金払戻しを行うことは、金融機関にとってかなりの抵抗があるのは事実であり、これに理解を示す学説もあることはすでに見たとおりである。

近時の現金、定額郵便貯金、株式、国債、投資信託などに関する最高裁判例は、いずれも預金債権と同様可分給付を目的とする財産権ではあるが、遺産分割前の可分性を否定し、共同相続人の準共有であるとし、当然分割構成をとるものではない<sup>41</sup>。その根拠として、法律の規定のほか、権利の内容・性質が問題にされているが<sup>42</sup>、つまるところは、遺産分割による終局的解決の合理性が重視されているのではないと思われる。

そうすると、問題は当然分割構成をとるかどうかではなく、遺産分割が終わるまでの間にあって、共同相続人間で準共有状態にある財産権に関して、各共同相続人は、どういった権利が認められ、そしてどういった行為が許されるのかを明らかにすることが重要になる。

#### 4. 遺産分割前の共同相続人の権利行使

##### (1) 問題点

相続財産について当然分割構成をとった場合は、各共同相続人は自己に相続分について単独で権利行使ができるので、特別の考慮は必要でない。しかし、相続財産に対する準共有を観念したとき、各共同相続人の相続財産に対する権利の内容が問題になる。これについては、共有物の利用・変更に関する共有者間の関係を規律するルールの適用が考えられる。すなわち、共有物の「変更行為」は共有者全員の同意を要し（民法 251 条）、共有物の変更を伴わない「管理行為」は共有者の持分の価格の過半数で決し（同 252 条本文）、「保存行為」については各共有者が単独で行うことができる（同 252 条但書）。問題は、各共同相続人による相続財産に対する権利行使が共有物の「変更行為」・「管理行為」・「保存行為」のいずれに該当するかである。

判例は、預金口座の取引経過開示請求、株式の議決権行使、投資信託受益権の解約請求に関してこの問題に言及する。

<sup>39</sup> 米倉・前掲（\*13）26 頁以下。伊藤昌司『相続法』254 頁（2002 年、有斐閣）、床谷文雄・犬伏由子『現代相続法』94 頁〔吉田克己〕・154 頁〔岡部喜代子〕（2010 年、有斐閣）、窪田充見『家族法〔第 2 版〕』436・494 頁（2013 年、有斐閣）。

<sup>40</sup> 窪田・前掲（\*16）124 頁、川地・前掲（\*20）930 頁。

<sup>41</sup> 学説は、有体物の共有、その他の権利の準共有、債権債務の分割債権関係化という従来の立場がおそらく今後とも維持されると見方が主流であった（例えば、右近・前掲（\*24）259 頁など）。しかし、最近の有力説はこれに必ずしも同調するものではない（窪田・前掲（\*16）125 頁）。

<sup>42</sup> 佐久間・前掲（\*33）61 頁。

## (2) 預金口座の取引経過開示請求

最一小判平成 21.1.22 民集 63 卷 1 号 228 頁は、「共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座についてその取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができる」と判示する。原審（東京高判平成 19.8.29 金法 1864 号 31 頁）が、相続分に応じて分割承継した単独の預金者である各相続人は、預金者として自己の預金に関する取引経過開示請求権が認められると解したのに対し、最高裁は、預金債権の帰属をめぐる争いと共同相続人の 1 人による取引経過開示請求を切り離して、共同相続人全員の預金契約上の地位の準共有を観念し、その「保存行為」として取引経過開示請求権の単独行使を認めるという理論構成をとったものである<sup>43</sup>。

預金契約上の地位の準共有を観念することによって、預金契約に基づき発生する預金債権も準共有とされるので、当然分割構成は修正されたとする指摘がある<sup>44</sup>。預金債権と切り離して預金契約上の地位の相続を問題にすることの実際の意義が問われることになるところ、預金契約上の地位の相続について、「預金契約（預金口座）が相続によって相続されると考えるのではなく、委任者死亡後には、相続人に対して報告義務があると構成する」<sup>45</sup>と解すれば、共同相続に伴う預金債権等の帰属の問題とは切り離して考えられることになるが、預金契約上の地位として預金口座の取引経過開示請求権以外に何があるか問題になる<sup>46</sup>。いずれにしても、本判決によって、預金口座の取引経過開示請求権の行使に限って、保存行為に該当することが明らかにされたのである<sup>47</sup>。

## (3) 株式の議決権行使

共同相続による準共有株式については、会社法 106 条により権利を行使する者の指定と会社への通知が必要であるが、議決権行使者の指定は、共有者全員の同意を要すると解する見解が有力である<sup>48</sup>。しかし、判例は、共有者の全員が一致しなければ権利行使者を指定することができないとすると、準共有者のうちの一人でも反対すれば全員の社員権の行使が不可能となるのみならず、会社の運営にも支障を来すおそれがあることなどを理由にして、持分価格の多数決によるべきこととする（最三小判平成 9.1.28 金判 1019 号 20 頁）。これは、議決権行使は共有株式の管理行為に該当するという立場<sup>49</sup>を前提するものであろう。同旨は、最近の最高裁にお

<sup>43</sup> 田中秀幸「本判決解説」法曹時報 64 卷 6 号 1368 頁（2012 年）。

<sup>44</sup> 川地・前掲（\*20）932 頁、アンダーソン・毛利・友常法律事務所金融判例研究会『精選金融判例解説・金融実務の観点から』46 頁 [石川里紗・石塚重臣]（2013 年、日本加除出版）。

<sup>45</sup> 織田博子「預金契約」椿寿夫・伊藤進編『別冊 NBL No. 142 非典型契約の総合的検討』128 頁（2013 年、商事法務）。

<sup>46</sup> 本判決を敷衍して、投資信託受益権の監督的機能を果たす権利は、保存行為として単独で行使が許されると解する見解（平林・前掲（\*33）73 頁）がある。仮にこれを正当と考えるにしても、それほど実益のある議論とは思えない。

<sup>47</sup> 本判決は、預金債権の共同相続について、従来、預金債権そのものに重点が置かれて検討されてきたものに対して、あくまで預金契約から考察すべしとの視点を提供したものとて意義を認める見解がある（伊藤・前掲（\*9）167 頁）。

<sup>48</sup> 大野正道「非公開会社と準組合法理」黒沼悦郎・藤田友敬編『江頭暹暦・企業法の理論上巻』63 頁（2007 年、商事法務）、江頭・前掲（\*29）123 頁。いずれも中小企業の事業承継者の決定を念頭に置き、共同相続株式の権利行使者の決定には共有者全員の同意を要するとする。

<sup>49</sup> 相澤哲・葉玉匡美・郡谷大輔『論点解説新・会社法』492 頁（2006 年、商事法務）ほか。

いても、「当該議決権の行使をもって直ちに株式を処分し、又は株式の内容を変更することになるなど特段の事情のない限り、株式の管理に関する行為として、民法 252 条本文により、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられる」（最二小判平成 27.2.19 金判 1464 号 30 頁）とされているところである。ただし、議案の内容次第では、特段の事情があるとして、共有者全員の同意が要求されることがあり、この場合には、共有物の「変更行為」に該当すると解されることになる。

#### (4) 投資信託受益権の解約請求

自己の法定相続分であっても、単独でこれを行うことは認められないのは、前掲最三小判平成 26.2.5 の判旨から明かであろう<sup>50</sup>。過去の下級審裁判例は、持分の価格の過半数をもってなし得るとして、これを「管理行為」としたものがある（熊本地判平成 21.7.28 金法 1903 号 97 頁）。しかし、「管理行為」とどまらず、「変更行為」に該当し、共同相続人全員の同意を要すると解するのが下級審裁判例の趨勢である（福岡高判平成 22.2.17 金法 1903 号 89 頁、福岡地判平成 23.6.10 金法 1934 号 120 頁、大阪地判平成 23.8.26 金法 1934 号 114 頁）。この点に関して最高裁の見解が待たれるところであるが、差し当たりは、解約請求によって投資信託が消滅することになるので、受益権の処分に該当し、「変更行為」と解するのが適当であろう<sup>51</sup>。

#### (5) 小括

以上、いくつかの事例をあげたが、その他のものも含め各共同相続人のいかなる行為が、「変更」「管理」「保存」のいずれに該当するかは必ずしも明らかではない<sup>52</sup>。それ故、預金口座の取引経過開示請求、株式の議決権行使、投資信託受益権の解約請求において判例が明らかにしたところが、相続財産に対する共同相続人の権利行使一般のルールとして機能すると考えるのは困難ではあるが、一定の方向感を見出すのは可能であろう。

すなわち、(2) のように共同相続人の一部の者の行為によって、相続財産がそのまま存続している場合は「保存行為」としての取扱いが、また、(4) のように相続財産の一部が消滅（単独相続人に帰属する場合も含まれる）するなどして変動を来す場合は「変更行為」としての取扱いが、さらに、このいずれにも該当しない場合は「管理行為」としての取扱いが考えられるところであるが、(3) のほか、どういった行為が管理行為として許されるのかは明らかではない。

## 5. むすびに代えて

平成 27 年 4 月 21 日「相続法制の見直しに当たっての検討課題」（法制審議会民法（相続関

<sup>50</sup> 田中亘「株式等の共同相続」水野紀子・大村敦志編『民法判例百選Ⅲ親族・相続』135 頁（2015 年、有斐閣）。なお、山下・前掲（\*32）53 頁は、前掲最三小判平成 26.2.5 からはそこまで言えないとしても、最二小判平成 26.12.12 により、各相続人単独での権利行使は認められなくなったと説く。

<sup>51</sup> 佐久間・前掲（\*33）63 頁。

<sup>52</sup> 金子・前掲（\*5）732 頁。

係) 部会資料1) において、預貯金等の可分債権について、相続によって当然に分割され、原則として遺産分割の対象にならないとする現在の考え方の見直しがとりあげられている。その理由は、各自の相続分に応じて遺産を分配する際の調整手段として有用であり、これを遺産分割の対象から除外するのは相当でないことが指摘されている。

こういった形でとりまとめが行われるか、その帰趨は明らかではないが、少なくとも可分債権の共同相続について当然分割構成をとる判例法理の再検討が予定されていることは事実である<sup>53</sup>。そうすると、共同相続財産である可分債権等の財産権が準共有に属するという方向も考えられるところであり、相続財産の準共有状態での各共同相続人相互間の利益の調整を図ることが必要となる。その方法として、各共同相続人の行為を、「変更」「管理」「保存」に振り分け、物権法のルールが適用が考えられることとなろう。この場合、実際的には、この振り分け基準をどうするかが重要な問題になる。当面は、上述のところに尽きるとしても、新たな事例と共にさらなる検討が課題となろう。

---

<sup>53</sup> 山下・前掲(\*32) 55頁は、(4)で紹介した最高裁判例を踏まえ、共同相続した金銭債権は当然分割されるという従来の判例法理を変更してしまう方が明快であると指摘する。遺産分割協議による決着を志向するものであるが、問題は、遺産分割協議ではうまくいかないという実態があることにも留意すべきである。なお、堂園・前掲(\*4) 16頁も参照。